

監査公表第3号

令和7年2月19日

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 島津 幸男

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和7年2月7日に議長及び市長等に提出し、令和7年2月19日に議会報告されています。）

1 監査の対象

文化スポーツ観光部

文化振興課（鶴いこいの里を含む。）、スポーツ振興課、観光振興課及び動物園

2 監査の範囲

令和6年4月（一部令和5年4月）から8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和6年10月24日（木）から令和7年2月7日（金）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

(2) 収入事務

ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。

イ 調定の時期及び手続は適正か。

ウ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。

エ 納期限の設定は適切か。

オ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 支出事務

ア 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

イ 支給対象者の受給資格その他の要件は関係規定に合致しているか。

ウ 負担金、補助及び交付金の支出について、補助対象経費としているものに誤りはないか。

(4) 契約事務

ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 見積合わせの執行は適正に行われているか。

ウ 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。
また、決定権限を有しない者による契約はないか。

エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。

オ 契約日以前に着工しているものはないか。

カ 契約書どおりの履行がされているか。

キ 委託業務の報告を適正に確認し、不具合等に対応しているか。

(5) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(6) 指定管理事務

ア 指定管理者との間で締結する協定等に、公の施設の適正な管理を確保するために必要な事項が明記されているか。

イ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

文化振興課

(1) 契約事務

ア 業務委託契約について、契約締結以前に業務に着手されているものがあった。

イ 業務委託契約について、発注時の状況把握及び業務内容変更時の変更設計において適正な事務が実施されていないものがあった。

観光振興課

(1) 指定管理事務

ア 指定管理施設に関する保険加入について、保険加入義務の履行状況や加入内容を把握していないものがあった。

動物園

(1) 財産管理事務

ア 自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあった。